

債権の放棄について

高山市債権管理条例（令和3年高山市条例第16号）第7条第1項の規定により、令和5年3月31日に市の債権を下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月1日提出

高山市長 田 中 明

記

債権の名称	放棄事由	件数 (件)	金額 (円)
市営住宅使用料	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	2	599,600
市営住宅退去修繕費	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	1	156,723
学校給食費	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	1	28,920
	第2号 破産免責	1	34,180
	第5号 消滅時効に係る時効期間満了	11	242,441
水道料金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	5	278,383
	第2号 破産免責	3	44,287
	第4号 徴収停止後の期間経過	1	7,412,611
	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	2	157,554
	第7号 失踪又は所在不明	1	12,932
消火栓破損に係る損害賠償請求金	第7号 失踪又は所在不明	1	57,750
福祉金庫資金	第1号 生活保護受給者又はこれに準ずる者	22	604,930
	第2号 破産免責	3	88,500
	第6号 相続限定承認、相続放棄又は相続人不存在	2	30,000
合 計		56	9,748,811

※放棄事由の欄中、号数については、高山市債権管理条例第7条第1項各号の号数を示している。